広報のぎ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、野木町広告掲載要綱（平成２３年野木町告示第９号。以下「要綱」という。）第１７条の規定に基づき、広報のぎに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載の方法）

第２条　広告掲載は、広報のぎ１号につき１か所とする。

（掲載の位置）

第３条　広告を掲載する位置は、原則として広報のぎの各ページ最下段とする。ただし、表紙、表紙裏面、裏表紙及び裏表紙裏面には広告を掲載しない。

（掲載広告の割付け）

第４条　掲載する広告の割付けは、町が行う。

（広告掲載の枠数及び規格）

第５条　広告を掲載する枠数は、１段枠の大きさで１０枠以内とし、枠の規格は次のとおりとする。

⑴　１段枠　横１７５㎜　縦４０㎜

⑵　半段枠　横８５㎜　縦４０㎜

（広告の掲載期間）

第６条　広告掲載期間は、１号単位とし、連続する掲載期間は、１２月とする。ただし、再掲載は妨げない。

（広告掲載申込みの種類）

第７条　広告掲載の申込みの種類は、次のとおりとする。

⑴　複数申込み　複数号分申込みすること。

⑵　１回申込み　１号分申込みすること。

（広告掲載の申込手続）

第８条　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第７条第２項に規定する野木町広告掲載申込書に必要事項を記入の上、掲載希望号発行日の３か月前まで（町長が申込期間を設けた場合にあっては、当該申込期間内）に、掲載しようとする広告原稿を添えて、町長に提出しなければならない。

２　掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

（広告掲載の決定）

第９条　町長は、前条第１項の規定による申込みを受けたときは、広告原稿の内容を審査し、その掲載の可否を決定した上、要綱第９条に規定する野木町広告掲載・不掲載決定通知書により申込者に通知しなければならない。

２　町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

３　町長は、広告掲載の申込みが第５条に規定する枠数を超えたときは、次条に定める順位により決定するものとする。

（広告掲載の順位）

第１０条　申込期間を設けた場合において、同一の申込みが複数あったときは、広告掲載の順位は、第７条各号の順序とし、同条第１号に掲げる申込みのうちにあっては、広告掲載料の金額が多い方を先とし、広告掲載料の金額も同じ場合にあっては、枠の規格が大きい方を先とする。

２　前項に定める順位によっても、なお同順位のものがあるときは、町内の個人事業者又は町内に事業所を有する法人、団体又は個人を先とし、その他の者を後とし、これらのもののうちにあっては抽選とする。

３　申込期間を設けない場合における広告掲載の順位は、原則として、申込みを受け付けた順とする。

（広告掲載料の納入）

第１１条　申込者は、第９条第１項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、町が定める期限までに町の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

２　広告掲載料の額は、掲載１回につき、次のとおりとする。

⑴　１段枠　１６，０００円

⑵　半段枠　８，０００円

（補則）

第１２条　この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

平成２３年　２月　２日制定

令和　５年１１月　１日改正

令和　８年　３月　２日改正